免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１２１号
神戸市中央区古湊通２丁目２番13―701号
破産者　四宮　浩次
免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
平成26年５月22日
神戸地方裁判所第３民事部

免責許可決定

平成２６年（ラ）第６４号（原審札幌地方裁判所浦河支部平成２５年（フ）第２０号）
北海道沙流郡平取町本町98番地２
抗告人（破産者）　水谷　幸信
１　決定年月日　平成26年５月19日
２　主文　原決定を取り消す。
抗告人について免責を許可する。
札幌高等裁判所第３民事部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第４号
神奈川県平塚市御殿４丁目２番24号
清算株式会社　株式会社伊佐和
代表清算人　鷲尾　明子
１　決定年月日　平成26年５月22日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第１１号
愛知県春日井市下屋敷町字知光院31番地５
清算株式会社　中央ゴム工業株式会社
代表清算人　堀　　貴志
１　決定年月日　平成26年５月22日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

再生債権の特別調査期間

平成２６年（再）第４号
東京都中野区鷺宮１丁目30番19号
再生債務者　鷺宮清算準備株式会社（旧商号大神田建設株式会社）
特別調査期間　平成26年６月19日から平成26年６月20日まで
平成26年５月21日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２６年（再）第４号
東京都中野区鷺宮１丁目30番19号
再生債務者　鷺宮清算準備株式会社（旧商号大神田建設株式会社）
１　決議に付する再生計画案　平成26年４月28日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成26年６月25日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成26年６月17日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成26年６月11日
平成26年５月21日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２５年（再）第７２号
東京都中央区日本橋馬喰町１丁目４番14―1502号
再生債務者　宮本　隆彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年５月20日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第５号
東京都江東区大島３丁目15番14号
再生債務者　秋山恭一郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年５月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第１号
三重県四日市市日永５丁目12番４号
再生債務者　株式会社三鋼
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　書面決議において可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年５月21日　津地方裁判所四日市支部

再生手続終結

平成２２年（再）第１１２号
東京都台東区秋葉原５番８号
再生債務者　株式会社インターナショナル・サーボ・データー
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成26年５月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第１号
兵庫県姫路市白浜町甲850番地６
再生債務者　株式会社叶工業所
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成26年５月21日　神戸地方裁判所姫路支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第１５号
兵庫県西宮市池開町１番６号
再生債務者　林　　尚子
１　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月10日まで
４　一般異議申述期間　平成26年６月17日から平成26年７月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２６年（再イ）第３２号
埼玉県坂戸市大字石井2471番地17
再生債務者　大嶋　淳志
１　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月11日まで
４　一般異議申述期間　平成26年６月25日から平成26年７月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第１４号
兵庫県伊丹市池尻２丁目50番地の４
再生債務者　岡本　　健
１　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月11日まで
４　一般異議申述期間　平成26年６月25日から平成26年７月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２６年（再イ）第３１号
埼玉県川越市大字谷中41番地１
再生債務者　齋藤　達也
１　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月12日まで
４　一般異議申述期間　平成26年６月26日から平成26年７月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第３６号
埼玉県川越市大字寺尾1012番地26
再生債務者　原嶋　和代
１　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月12日まで
４　一般異議申述期間　平成26年６月26日から平成26年７月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第５０号
千葉市緑区おゆみ野中央１丁目25番地14　プラザ学園前10棟107号
再生債務者　大友　康晴
１　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月12日まで
４　一般異議申述期間　平成26年６月26日から平成26年７月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（再イ）第８号
千葉県四街道市大日255番地47
再生債務者　秋山　　弘
１　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月12日まで
４　一般異議申述期間　平成26年６月26日から平成26年７月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部